

介護労働者のキャリアアップ制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月二十九日

参議院議長 西岡武夫 殿

加藤修一

介護労働者のキャリアアップ制度に関する質問主意書

介護労働者のキャリアアップを図ることで、より一層の職場への定着や介護の質の向上が期待できる。こうしたことから、埼玉県では平成二十一年度から、介護福祉士試験の費用を助成する取組を都道府県として初めて行っている。そこで、以下のとおり質問する。

一 介護福祉士試験費用の軽減について

国として、緊急的に介護福祉士試験費用を軽減するなどの措置を考えているか。政府の見解を問う。

二 介護関係国家試験の試験回数について

介護の現場は休みが取りにくく、国家試験の受験を希望する者全員が当該試験日に休めるとは限らない。こうしたことから年一回の試験日では資格が取りにくいと思われる。試験回数の急激な増加は質の低下を招きかねないと承知しているが、例えば年一回の試験はせめて年二回に増やし、資格取得やキャリアアップを促してはいかがか。政府の見解を問う。

三 介護支援専門員（ケアマネジャー）資格の更新費用について

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格については五年ごとの更新制になつていて。その更新費用の

自己負担額が、都道府県によつてかなりバラツキがあるとの指摘がある。直近での都道府県別の介護支援専門員資格の更新費用を明示されたい。

四 資格更新費用の自己負担額に関する地域差の改善について

資格更新費用の自己負担について、「資格の更新により利益を受ける本人が負担する」という考えについては一定の理解はできるが、同じ資格更新費用の自己負担額が居住地によつて著しく異なるのは公平性の点からも問題ではないか。このような地域差の改善に向けた政府の見解を問う。

五 介護関係資格試験の費用低減について

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格更新費用にとどまらず、介護関係の試験は、一般的にその報酬に比べて自己負担額が大きいのではないか。介護関係職種の資格試験の費用に対する政府の見解を問う。

右質問する。